

## 随意契約理由書

発注案件名	亀戸労働基準監督署(カメラプラザ)建物 賃貸借	要求部署名	東京労働局総務部
発注(契約) 内 容	カメラプラザ(8階)貸室賃貸借		
発注(契約) 案 件 の 要 求 理 由	亀戸労働基準監督署の事務室として、当該施設運営上必要なため。		
契約金額	¥21,600,000	契約年月日	平成26年4月1日
契約業者名 及び住所	江東区(東京都江東区東陽四丁目11番28号)		
随意契約 の理由	カメラプラザの賃貸借契約にあたり、江東区が当該ビルのオーナーで唯一の契約相手であり、競争性が発生しないため会計法第29条の3第4項に該当する。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項		
予定価格及び 積算内訳	予定価格	¥21,600,000	
見積書徴取状況	1者(業者指定)		
その他 特記事項			